

瀬戸市情報公開審査会答申第30号（情）

1 審査会の結論

異議申立人が行った「2014（H26）年度の県立高校推薦入試における各関係高校のいわゆる内申点が分かる文書（市教委及び各中学校が保有する文書）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分のうち、中学校名、希望生徒数についてはこれを開示すべきである。

2 異議申立人の主張の趣旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（改正平成26年瀬戸市条例第2号。以下「条例」という。）第5条に基づき、異議申立人が平成26年3月28日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成26年4月14日付け25瀬学教第2686号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第7条第6号による不開示情報該当性について

本件対象文書A、B、C、D、F中学校検討資料の学習の記録（以下「本件対象文書ア」という。）に記載された推薦入試の基準となる内申点については、県立高校の各学校長が各中学校長に直接伝えている。また、入試は生徒の人生にとって大きな意味を持ち、入試に関する情報は隠されることなく生徒や保護者に開示されなくてはならないため、条例第7条第6号には該当せず、開示すべきものである。

また、本件対象文書アに記載された中学校名、A中学校の推薦入試希望生徒数についても、生徒、保護者の誤解を生み信頼関係を崩すような質の情報ではないため、開示すべきである。

イ 本件対象文書E、G、H中学校検討資料（以下「本件対象文書イ」という。）以外の内申点を記載した文書の開示について

本件対象文書アの記載内容から推測すると、各県立高校の内申点は多様に定められていると考えられる。多様な内申点を各校ごとに記憶して、入試関係業務を遂行することは、到底考えられない。直接入試関係業務に携わる中学3年生の担任教員は、文書により確認し当該業務を行っているはずであり、内申点が記載された文書は、間違いなく存在すると考えられるため、開示すべきである。

3 実施機関の説明の趣旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号の該当性について

本件対象文書アに記載された内申点、中学校名、A中学校資料の各高校推薦入試希望生徒数は中学校や県立高等学校の序列を示したり、保護者に不正確な理解や誤解を与え、保護者との信頼関係を崩すおそれがあり、進路指導の適正な遂行に支障を及ぼす可能性が高いため不開示情報に該当する。

(2) 本件対象文書イ以外の内申点を記載した文書の開示について

中学校によっては、内申点を記載した校内検討資料を作成せず、進路指導委員会における担任からの学習・運動・文化面の実績報告から、中学校長が推薦入試受験者を決定しているため、推薦入試の基準となる内申点が記載されている文書は作成しておらず本件対象文書イ以外には存在しない。

4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成26年 5月12日 実施機関から審査諮問書を收受
- (2) 平成26年 6月10日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成26年 6月24日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 平成26年 7月11日 実施機関から補充説明書を收受
- (5) 平成26年 7月18日 異議申立人から補充意見書を收受
- (6) 平成26年 8月11日 異議申立人からの口頭意見陳述
実施機関からの説明聴取
審査
- (7) 平成26年 9月16日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書アのうち、実施機関が条例第7条第6号により不開示とした情報については、一部不開示事由に該当しないとし、開示すること。また、実施機関が特定した本件対象文書イの文書以外の文書が存在するとして開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書ア及び本件対象文書イについて、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則第7条第1項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

なお、異議申立人の行った公文書開示請求の対象たる公文書は「2014（H26）年度の県立高校推薦入試における各関係高校のいわゆる内申点が分かる文書（市教委

及び各中学校が保有する文書)」であり、ここでいう「内申点」が、「愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」において、各県立高等学校が設けることとされている「適切な基準」における「内申点」を意味しているものであれば、各中学校が所持しているものは、各中学校進路指導委員会の県立高校推薦入試の出願資格における「学習の成績が優れていること」・「調査書の『学習の記録』が優秀である者」に関する各中学校の自作検討資料に過ぎないものであって（仮に各県立高等学校長からの伝達があるとしても）、これらは異議申立人が開示を求めている公文書とは、異なるものである。それは、各県立高等学校が設けることとされている「適切な基準」における「内申点」と各中学校の自作検討資料における「内申点」が、事実上同じ内容であったとしても同様である。

したがって、仮に、異議申立人の開示を求めた公文書が、各県立高等学校が設けることとされている「適切な基準」における「内申点」の記載された文書を指しているのであれば、そもそもそのような文書は存在しないこととなる。

しかしながら、実施機関においては、各中学校進路指導委員会の県立高校推薦入試の出願資格における「学習の成績が優れていること」・「調査書の『学習の記録』が優秀である者」に関する各中学校の自作検討資料をもって本件対象文書として特定して、対応を行い、異議申立人も当該対応に対して異議の申立を行っていることから、当審査会としては審査検討を行ったものである。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

ア 各中学校進路指導委員会の県立高校推薦入試の出願資格における「学習の成績が優れていること」・「調査書の『学習の記録』が優秀である者」に関する各中学校の自作検討資料

イ 瀬戸、旭地区の高等学校推薦入学実施要項（一部近隣高等学校も含む。）

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第7条第6号による不開示情報該当性について

本号は、行政の事務事業の実施に関する情報で、その性質上、公にすることにより、当該事務事業を実施する意味を喪失するもの、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示とすることを定めたものである。

この条例の趣旨に沿って、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした本件対象文書アの「中学校名」、「希望生徒数」及び「学習の記録（内申点）」について審査を行った。

(ア) 本件対象文書アの「中学校名」については、本件対象文書を作成した中学校に関する情報ではあるものの、本件対象文書は県立高等学校の推薦入試の出願資格を検討する資料であり、生徒によっては私立高等学校、各種専門学校、就

職等を選択する生徒もいることを考慮すると、学習の記録の内容や記載されている高等学校名から各中学校間の序列や学力差が示されるとは考えにくく、保護者や生徒に大きな誤解を生み、信頼関係を崩し、進路指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは言いがたい。むしろ、開示することにより、自分の通う中学校の選考情報を知ることの利益のほうが大きいと考えられる。

したがって、条例第7条第6号に定める「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは認められず、また、他に不開示とすべき事由も認められないので、実施機関はこれを開示すべきである。

- (イ) 本件対象文書アの「希望生徒数」については、各中学校で推薦入試の合格生徒数が公表されることがあり、全体生徒数の少ない中学校では、推薦入試希望生徒を特定できる可能性がある情報ではあるものの、現に公表されるのは推薦入試の合格者の人数であって、条例第7条第2号に該当するような氏名など特定の個人を識別できる、あるいは、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報ではなく、個人の権利利益を害するおそれがある情報とは考えられない。

また、各中学校が行う県立高等学校の推薦入試における推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の審査では、推薦入試希望生徒数により選考人数に変動が生じたり、事前に選考人数の枠が決められていることはなく、推薦入試希望者全員が推薦委員会で検討されることから、保護者や生徒へ十分な説明を行えば、上記(ア)と同様に、推薦入試を希望する生徒にとっては、情報を知ることの利益は大きいと考えられる。

したがって、条例第7条第6号に定める「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは認められず、また、他に不開示とすべき事由も認められないので、実施機関はこれを開示すべきである。

- (ウ) 本件対象文書アの「学習の記録」（内申点）については、県立高等学校の推薦入試における総合的判断の中の一要素となる情報である。県立高等学校の推薦入試は、学力のみならず生徒の特技や努力、個性等の人物面を含め総合的に判断し、県立高等学校が合否の判定を行うものであり、中学校が保護者や生徒にその内容について十分な説明を行えば、推薦入試の利用について、一つの目安として有用な情報となることも考えられる。

また、あたかも内申点が合格点であると誤って判断され、数字（内申点）が否応なしに独り歩きしてしまうおそれもあるものの、これについても誤解のないように保護者や生徒に十分に説明を行うことで、一定の理解は得られると考えられる。

しかし、各中学校の自作検討資料である学習の記録（内申点）は、各県立高

等学校長から各中学校長へ目安として伝えられた情報をもとに各中学校がそれぞれの状況を考慮して作成しているものである。各県立高等学校長から各中学校へ目安として伝えられた情報は、一般に公表しない前提で、各県立高等学校長が学校運営上必要であると判断したうえで、各中学校長との間の信頼関係に基づいて事実上目安の伝達が行われているものである。もちろん、学習の記録（内申点）は各中学校のそれぞれの状況を考慮して作成されており、必ずしも各県立高等学校から伝えられた内申点と同じとは限らない。しかしながら、中学校によっては、各県立高等学校長から伝えられた内申点と同じ場合や推測可能な場合も考えられる。この情報を開示すると、むしろ各中学校と各県立高等学校の信頼関係が損なわれ、次年度以降の情報提供など協力が得られなくなり、率直な意見の交換や情報共有ができなくなるなど今後の進路指導の適正な遂行や行政運営に支障を及ぼすおそれがあり、かえって保護者や生徒にとっては今後情報を得られなくなることによる支障が大きいと考えられるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求文書の不存在について

本審査会は、実施機関が未作成であり不存在とした件について調査し、審査を行った。異議申立人は、本件対象文書イ以外に内申点の記載された文書が存在すると主張している。これに対し、実施機関は、推薦委員会の検討方法は各中学校で異なり、学習の記録は作成が定められておらず、特定した本件対象文書イ以外の文書は存在しないと説明している。

実施機関に再度本件対象文書の検索を行ったが、その公文書の存在は認められない。また、「愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」の「推薦にあたって中学校長のとるべき措置」において、推薦委員会を設けることは規定されているが、検討資料等を作成については規定がなく、実施機関が作成した事実も認められない。

したがって、実施機関が特定した本件対象文書イ以外の文書は存在しないとする決定は妥当である。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。

7 審査会の意見

なお、当審査会としては、推薦委員会の行っている事務等に関することに言及することはできないが、推薦入試が生徒にとって重要な県立高等学校入学試験の選考の一つであることを考慮すると、推薦入試は、学力のみならず生徒の特技、努力、個性等

の人物面を含め総合的に判断し、合否の判定を行うものであり、一般入試とは異なる制度であることを各中学校が保護者や生徒に十分な説明をするとともに、推薦入試の利点を活かし、推薦を受けようとする生徒の的確な選択等を可能にするためには、できる限り推薦入試にかかる情報は積極的に提供されることが望ましく、各中学校間で生徒に対して与えられる情報の格差が生じないよう、組織として総合的に判断できる検討資料の作成などの配慮が大切であると考えます。